

# 名取市美田園北市有地売却 売払案内書

常時公募型（先着順）

申込期間

令和8年5月21日（木）から令和9年1月29日（金）まで

令和8年5月  
名取市



## 1 募集物件

(1)物件 地番：名取市美田園北1番2  
宅地 329.74 m<sup>2</sup>

(2)位置図



※ 現地説明会は行いませんので、申込前に現地を十分にご確認ください。

### (3) 現場写真



### (4) 区域等

区域区分…市街化区域

用途地域…第一種住居地域

指定建ぺい率…60% 指定容積率…200%

地区計画…あり（美田園北地区・低層住宅地区） 敷地面積の最低限度 180 m<sup>2</sup>など

## 2 売払方式

常時公募方式とします。

常時公募方式とは、名取市があらかじめ売払価格を提示し、最初にお買受けの申し込みを行った方に売り払う方式です。

## 3 最低売却価格

31,556,000 円

※ 代金の支払いは、本市が定める方法により支払うものとします。

## 4 申込資格等

### (1) 資格要件

(ア) 申込できる方は個人又は法人とします。法人の場合、国内に本社を有する法人であることとします。

※ 申込者が売買契約の締結者となります。

(イ)2人以上の連名（共有）による申込も可能ですが、連名の場合は全員が次項に掲げる申込資格を有する必要があります。

(ウ)指定期日までに契約保証金（売買代金の100分の10）及び売買代金の支払が可能であること（支払ができない場合は、契約を解除します。）。

(2) 次の要件のいずれにも該当しないこと

(ア)地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(イ)令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、3年を限度として市長が定める期間を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(ウ)市税等を滞納している者

(エ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員

(オ)（エ）に該当する者に対して資金等を供給又は便宜を供与する等、暴力団の維持運営に協力若しくは関与している者

(カ)（エ）及び（オ）に該当する者の依頼を受け、入札に参加しようとする者

(3) 資格要件確認基準日

本市が市有地購入申込書を受理した日とします。

## 5 特記事項（土地利用制限）

(1) 契約時の特約

土地売買契約には、次の特約を付します。

(ア)住宅の敷地の用に供してください。また契約締結の日から3年以内に住宅建築に着手してください。

(イ)契約締結の日から5年を経過する日まで、(ア)に定める用地として使用を継続してください。

(ウ)契約締結の日から5年を経過する日までの間、売払財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはいけません。

(エ) (ウ)に定める期間、第三者をして売払財産を同じく(ウ)に掲げる用に供させてはいけません。第三者に所有権を移転する場合であっても同様とします。

※土地利用にあたっては、都市計画法や地区計画（美田園北地区）等関連法令を遵守してください。

## 6 契約不適合責任等

- (1) 契約締結後に契約内容の不履行等で本市に損害を与えた場合は、その損害額を損害賠償金として支払うものとします。
- (2) 入札者は、契約締結後に隠れた瑕疵（地下埋設物を含む。）があることを発見しても、売却代金の減額、保証金の減額、損害賠償の請求、本契約の全部または一部の解除若しくは事業水準の変更の請求をすることができないものとします。
- (3) 本市は、契約締結後において、対象物件について一切の契約不適合の責任を負わないものとします。

## 7 申込方法

本物件を購入希望の場合は、以下によりお申込みください。

### (1) 申込期間

- ・令和8年5月21日（木）から令和9年1月29日（金）まで
- ※名取市の休日を定める条例（平成元年12月25日名取市条例第16号）第1条に規定する本市の休日にあつては、受付等はできません。
- ・午前9時00分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時を除く

※完売の場合は、その時点で終了

### (2) 申込方法

申込期日内に次の書類を持参ください。郵送による申込は受け付けません。

- ・市有地購入申込書 [様式1]
- ・申込資格等確認に対する同意書 [様式2-1]
- ・誓約書 [様式2-2]
- ・市税等の滞納がないことの証明書
- ・履歴事項全部証明書

### (3) 提出先

名取市役所総務部財政課（名取市増田字柳田80番地 名取市役所4F）

## 8 契約手続きについて

### (1) 常時公募の中止

- (ア) 常時公募の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、常時公募を中止または延期する場合があります。
- (イ) 常時公募を中止した場合、申込者及び常時公募に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負いません。

(2) 契約者の決定方法

申込資格を有する者が行った最も早い申込み（本市が正式に受理したものに限る。）をしたものを契約の相手方と決定します。

(3) 契約の締結、売買代金の納入等について

(ア) 決定通知

契約の相手方として決定された方には、決定通知を交付します。

(イ) 売買契約の締結

売買契約の締結は、決定通知の翌日から 10 日以内に行います。期限までに契約を締結しない場合は、決定は無効となりますので注意してください。

(ウ) 契約保証金の納入

契約の相手方として決定された方は、市との契約締結までに、契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上）を、市が発行する納入通知書により、指定の金融機関でお振込み下さい。

(4) 売買代金の支払い

(ア) 売買代金は一括払いとし、市が発行する納入通知書により契約締結の日から 2 か月以内（期限が土・日曜日及び祝日の場合はその翌日まで）に支払っていただきます。

なお、売買代金を契約締結の日から 2 か月以内に支払わなかった場合には、契約は解除となり、契約保証金は市に帰属することとなります。

(イ) 既納の契約保証金は、売買代金に充当することができます。

(5) 所有権の移転等

(ア) 売買代金全額の納入があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡します。

(イ) 土地は、現状有姿での引渡しになります。

(ウ) 所有権移転登記は、市が行います。

(エ) 所有権移転登記に必要な登録免許税及び住民票（資格証明書）発行手数料等は、購入者の負担となります。

(オ) 土地を引き渡した後の公租公課は、買受人の負担となります。

(6) 契約の解除

(ア) 契約の義務を果たしていただけない場合は、契約を解除する場合があります。

(イ) (ア)に該当する場合、契約保証金は返還できません。

(7) 現地調査

市は売買契約に付す条件の履行状況を随時現地調査し、又購入者に対し所要の報告を求めることができます。

## 9 その他

- (1) 提出いただいた書類は返却しません。
- (2) 申込、入札、所有権移転等に関する一切の費用は、申込者の負担とします。
- (3) 本説明書の各項目に定める期間のうち、名取市の休日を定める条例（平成元年12月25日名取市条例第16号）第1条に規定する本市の休日にあつては、受付等はできません。

## 10 担当・連絡先

名取市総務部財政課管財係 伊藤、三澤

〒981-1292 名取市増田字柳田 80 番地

電話 022-724-7157（直通）

FAX 022-384-9680